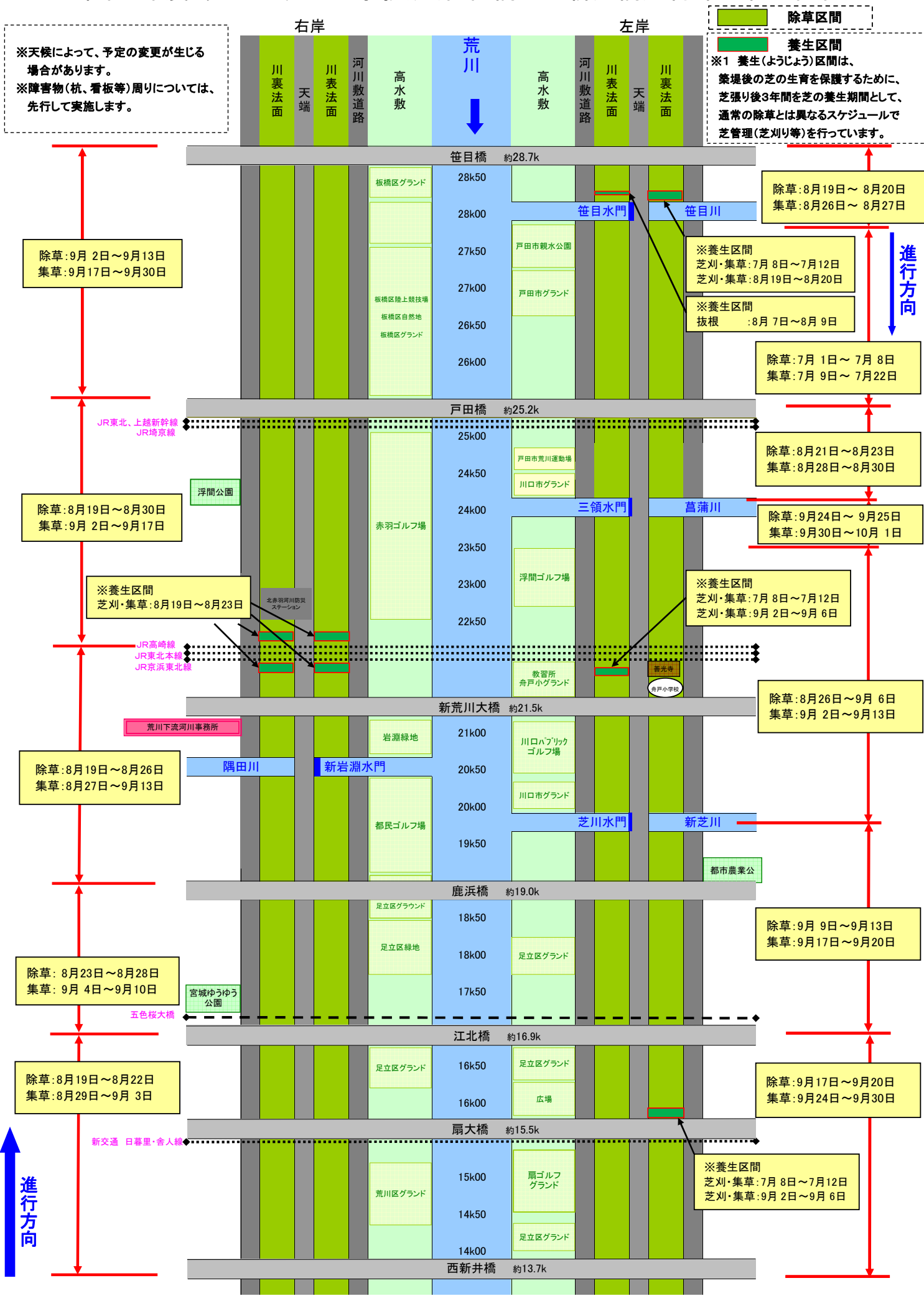


令和6年度 荒川下流河川事務所(笹目橋～西新井橋) 除草日程(2回目)



令和6年度 荒川下流河川事務所(西新井橋～河口) 除草日程(2回目)

※天候によって、予定の変更が生じる場合があります。
※障害物(杭、看板等)周りについては、このスケジュールによらず、先行して実施します。

除草区間
養生区間
※1 養生(ようじょう)区間は、築堤後の芝の生育を保護するために、芝張り後3年間を芝の養生期間として、通常の除草とは異なるスケジュールで芝管理(芝刈り等)を行っています。

進行方向

進行方向

